

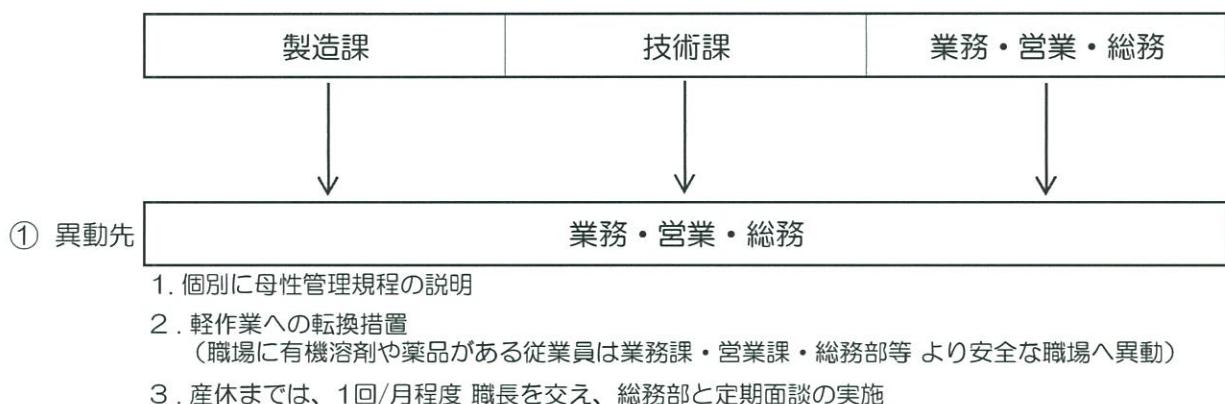
一般事業主行動計画

[目標1] 産前産後・育児休業制度を利用しやすい環境づくりの検討をする。

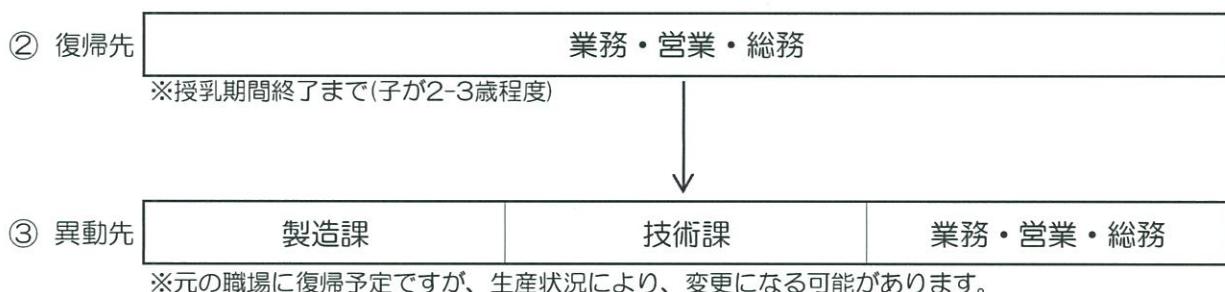
[対策] 産前産後休業に入る前から、育児休業を経て職場復帰するまでのフォローワーク体制を明確にし、所属長を通じて一般社員へ周知を図る。

母性管理規程（フロー図）

● 【妊娠が判明したら・・・】



● 【産前産後休暇/育休終了後】



熊本市東区長嶺西一丁目4番15号
株式会社熊防メタル
代表取締役 前田博明
電話(096)382-1302

一般事業主行動計画

[目標2] 小学校入学前までの子を持つ労働者の看護休暇取得の促進を目指す。

[対策] 所属長から一般社員へ連絡、掲示板の活用、積極的な呼びかけ等を行い、従業員へ看護休暇制度の周知徹底を図る。

●平成25年5月～

- ① 各課長から一般社員へ連絡
- ② 掲示板の活用
- ③ 積極的な呼びかけ

等を行い、従業員へ看護休暇制度の周知徹底を図る。

【届出用紙】

子の看護休暇・生理休暇願い			
提出日：平成 年 月 日			
提出者氏名		所属部・課	
休暇日		休暇の種類 <input type="checkbox"/> 看護休暇 <input type="checkbox"/> 生理休暇	子の看護休暇・生理休暇
子の看護休暇の場合は、下部も記入すること			
子の氏名	理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 予防接種・健康診断	【子の看護休暇について】 ※ 1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に かぎり、子が1人の場合は5日、2人以上の 場合は10日取得可。 ※ 小学校就学前までの子を対象とする。	
子の生年月日 (満歳)	平成 年 月 日	【熊防メダル】	

※ 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき、子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日取得可。

※ 小学校就学前までの子を対象とする。

熊本市東区長嶺西一丁目4番15号
株式会社熊防メダル
代表取締役 前田博明
電話(096)382-1302